

# 特定商取引法の5年後見直しについて

特定商取引法に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則〈抜粋〉  
(平成20年6月18日公布、平成21年12月1日施行)

(検討)

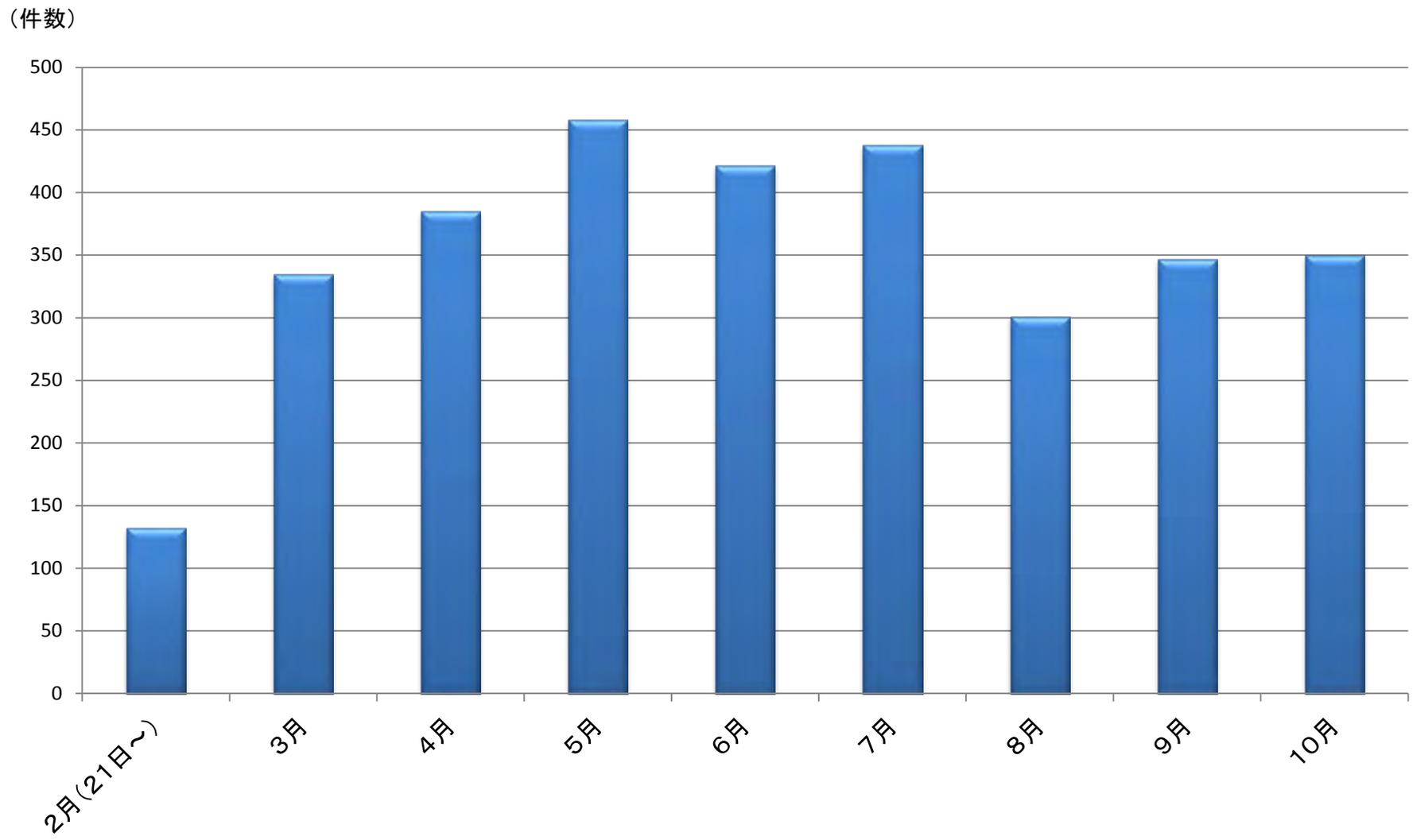
第8条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

➡ 施行日である平成21年12月1日から5年後である平成26年12月1日に検討を開始することが義務付けられている。

## 今後のスケジュールについて

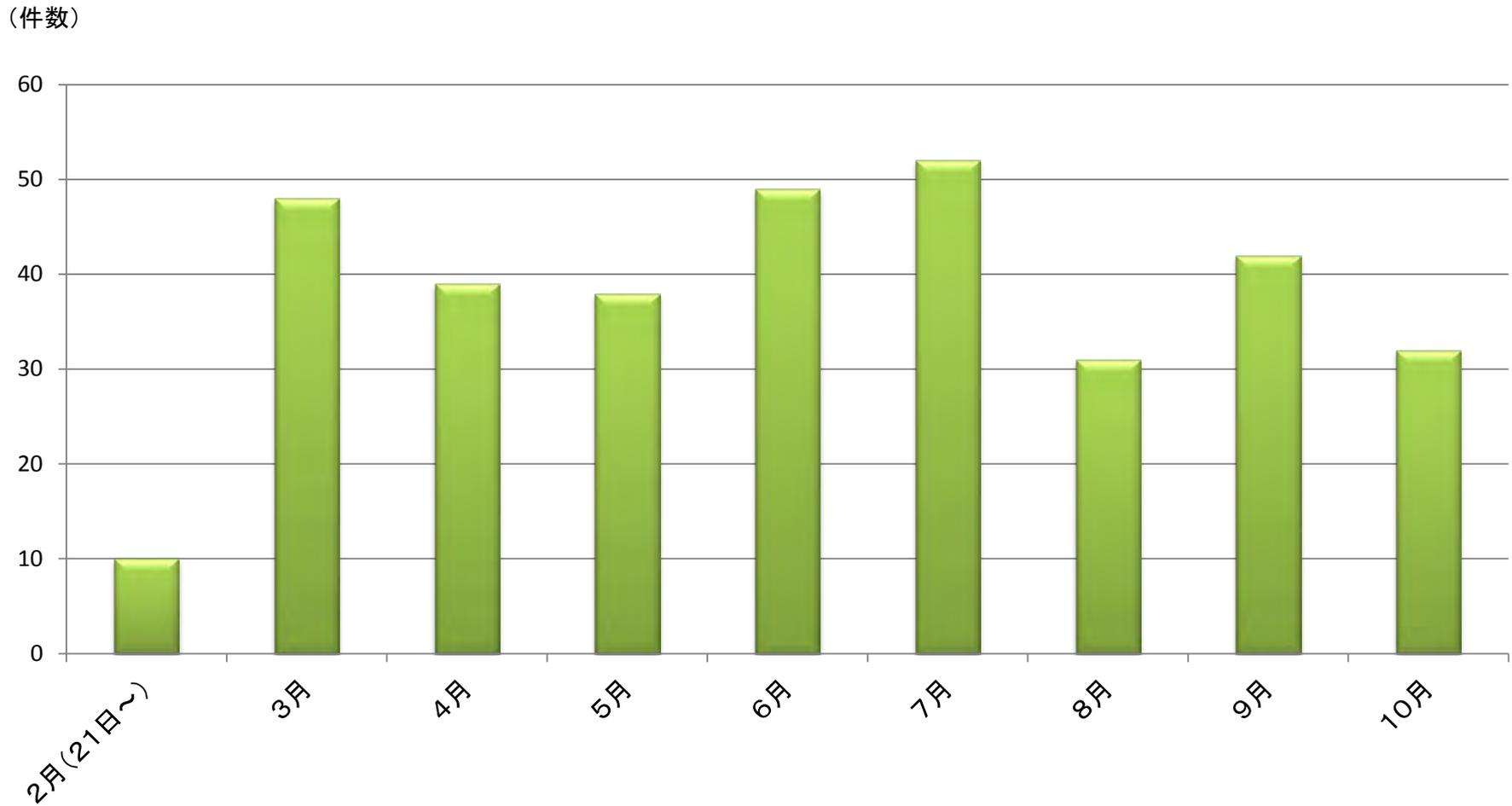
現在発生している消費者被害に迅速に対応するため、法定のスケジュールに捉われることなく、平成26年度内の可能な限り早いタイミングで検討を開始。

# 特商法規制対象物品に係る訪問購入の苦情・相談件数推移



※PIO-NETに基づき資料作成。未登録の案件等があり得るため、数値は確定値ではない。

## 4輪自動車に係る訪問購入の苦情・相談件数推移



※PIO-NETに基づき資料作成。未登録の案件等があり得るため、数値は確定値ではない。

# 自動車買取業界のコンプライアンス強化に向けた自主的取組について

## ○「中古自動車の買取等の適正化に関する研究会」（於：経済産業省）

- 平成24年12月から、学識経験者、弁護士、消費者団体、業界団体により、中古自動車の買取等の適正化に向けて中古車買取事業者や査定サイトサービス事業者が実施すべき方策等について議論。（消費者庁もオブザーバとして参加）
- 平成25年2月には、提言がとりまとめられ、今後、「消費者の信頼向上のために関係者間での連絡や検討を行うための仕組みづくり」や、標準約款及び行動基準の策定等の措置が重要とされた。



## ○「日本自動車購入協会（仮称）」の設立に向けた取り組み

- 業界が中心となって同協会設立に向けて、設立準備に取り組んでいるところ。  
【参考】設立準備会議  
第1回：平成25年10月、第2回：同年11月、第3回：同年12月  
学識経験者、弁護士、中古自動車買取事業者、査定サイトサービス事業者、業界団体で構成。  
（アドバイザーとして経産省、消費者庁も参加。消費者団体も加入する方向で調整中。）
- 消費者保護及び取引の適正化を図るべく、今後、標準約款、倫理綱領・行動基準等を制定する予定。（お客様相談室の設置、トラブル実態を把握するためのモニタリング調査等は既に実施済）